

R 8 阿土 橘港他 阿南・橘他 陸閘樋門点検業務 特記仕様書

R 7 阿土 橘港他 阿南・橘他 陸閘樋門点検業務（以下「業務」という）は次の定めるところにより実施する。ただし、この要領に定めのない軽微な事項については受注者（以下「乙」という）は発注者（以下「甲」という）の指示に従うものとする。

第1条 目的

本要領は治水上重要な樋門・水門施設を良好な状態に保持し、常に十分な機能を確保することを目的として維持管理における保守点検を実施するものである。

第2条 点検樋門・水門の箇所

南部総合県民局<阿南>管内の樋門・陸閘(港湾施設)とする。

第3条 点検時期及び点検内容

- ・早期に現場点検を実施すること。
- ・別紙1「点検要領」に従い業務を行う。

第4条 点検業務の方法等

- 1 点検作業者は、その作業についての十分な知識と経験を有する者でなければならない。
- 2 乙は、点検に際しては操作人立会の上作業を行うこと。ただし、操作人に了解を得た場合はこの限りではない。また、樋門・陸閘の動作確認を実施すること。
- 3 点検項目については、大規模樋門・小規模樋門別に、点検用紙に従い目視、聴覚、嗅覚、打診、触診、作動テスト及び簡単な器具を用いた計測により行う。また、開閉装置等の不可視部分については、極力蓋板を開閉し確認する。点検の結果、良否の判定は記録紙を作成し、判定欄の良又は否にレ印（または印）を付ける。否ヶ所については、整備処理方法を処置方法欄に記入する。
- 4 乙は、常に作業の安全に留意して現場作業の実施に努めなければならない。
- 5 乙は、業務の実施にあたり、関係法令を遵守すること。
- 6 点検によって生じた廃棄物については、乙が適切に処理するものとする。
- 7 上記点検完了後、当該年度内に施工すべき補修計画の策定を行う。これに伴い必要な見積依頼書を作成する。（図面、数量表、部品の交換・調整、塗装必要箇所等）
早急の修繕を要する樋門・陸閘に関しては、点検後その都度報告すること。
- 8 記録写真は、点検樋門全景及び不良ヶ所詳細写真(カラー)を撮影すること。
- 9 報告書は、紙媒体で1部提出し、電子化したもの(CD2部)も併せて提出すること。

第5条 現場責任者

- 1 受注者は、現場責任者を定め、契約締結した日の翌日から起算して10日以内（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、現場責任者の氏名、その他必要な事項を記した書面（現場責任者届）をもって発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。
- 2 現場責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、この契約に基づく一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第8条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 4 現場責任者は、現場作業の開始から終了の日の期間は、この業務に専任するものとし、作業時間帯は不測の事態に備え、監督員と常時、連絡・協議を行える体制を確保し、安全かつ円滑に業務を遂行するよう努めなければならない。
- 5 現場責任者は、現場作業期間を除く日は、この業務の履行期間内であっても、他の請負工事の現場代理人・専任を要する監理技術者・主任技術者（下請負の場合も含む）、及び別の維持管理業務の現場責任者として従事することを妨げない。
また、専任を要しない請負工事の主任技術者として従事する場合は、現場作業期間も含め、同様の取り扱いとする。

第6条 休日・夜間等作業

- 1 受注者は、官公庁の休日、又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督員に提出すること。
- 2 受注者は、休日又は夜間に作業を行う場合は、「事故発生時連絡者届出書」を作業を行う前日までに監督員に提出すること。

第7条 事故報告書

- 1 受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、徳島県の「土木・建築施設の建設工事等に係る事故対応マニュアル（受注者用）」に基づき直ちに監督員に通報するとともに、事故報告様式を監督員に提出しなければならない。

点検要領

1) 点検は次のとおり分類する。

- ①扉体
- ②戸当り固底部
- ③電動開閉装置
- ④油圧開閉装置
- ⑤予備動力設備
- ⑥機側操作盤
- ⑦塗装
- ⑧基礎コンクリート部
- ⑨総合操作の機能確認

2) 塗装

塗装の点検項目及び内容は、塗装点検要領により行うものとする。

3) 整備項目

- ①ローラー・スライドゲート
 - ・全般的に軽微な清掃
 - ・ラック棒・スピンドルのグリスアップ（給油の必要な部分）
 - ・ボルト緩みの増し締め（少量に限る）
 - ・操作盤表示ランプ切れの取り替え（予備品がある場合）
 - ・燃料（ガソリン・軽油）の給油（必要な場合）
- ②引き戸、両、片開き戸
 - ・全般的に軽微な清掃
 - ・戸溝の清掃（手作業、土・ゴミ等の処分は除く。）
 - ・開閉部にある置物の移動（軽量で私物でないもの）
 - ・軸受部のグリスアップ（グリスニップル等、外面から給油できるもの）
 - ・ボルト緩みの増し締め（少量に限る）

（各ゲートにおける簡易調整作業も含む）

※上記内容は、年点検として必要なレベルのものに限る。

4) その他

各港湾について、計画平面図に樋門・陸閘の位置を記した位置図を作成すること。

塗装点検要領

項目	ランク	内容	間隔	方法	良否の判定方法及び基準																																													
桁材 スンプレート がね金物 その他	A ～ D を 記 入 す る	発錆 ふくれ はくり 亀裂 脆化	1/年 1/年 1/年 1/年	目視	<p>判定基準により塗膜の劣化程度を判定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発錆</th> <th>ふくれ</th> <th>はくり</th> <th>亀裂</th> <th>脆化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>僅かあり</td> <td>僅かあり</td> <td>僅かあり</td> <td>僅かあり</td> <td>僅かあり</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>多い</td> <td>多い</td> <td>多い</td> <td>多い</td> <td>多い</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>著しい</td> <td>著しい</td> <td>著しい</td> <td>著しい</td> <td>著しい</td> </tr> </tbody> </table> <p>塗替の範囲は塗替基準による。 (塗替基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>塗膜の状態</th> <th>塗替塗装の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>異常なし</td> <td>塗替の必要なし</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>上塗り塗装だけが劣化している。</td> <td>上塗り塗装の塗替</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>上塗りだけの劣化でなく一部下塗り塗膜も劣化している。</td> <td>上塗り、下塗り塗膜とも塗替。</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>上塗り、下塗り塗膜ともに劣化している。</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>		発錆	ふくれ	はくり	亀裂	脆化	A	なし	なし	なし	なし	なし	B	僅かあり	僅かあり	僅かあり	僅かあり	僅かあり	C	多い	多い	多い	多い	多い	D	著しい	著しい	著しい	著しい	著しい		塗膜の状態	塗替塗装の範囲	A	異常なし	塗替の必要なし	B	上塗り塗装だけが劣化している。	上塗り塗装の塗替	C	上塗りだけの劣化でなく一部下塗り塗膜も劣化している。	上塗り、下塗り塗膜とも塗替。	D	上塗り、下塗り塗膜ともに劣化している。	同上
	発錆	ふくれ	はくり	亀裂	脆化																																													
A	なし	なし	なし	なし	なし																																													
B	僅かあり	僅かあり	僅かあり	僅かあり	僅かあり																																													
C	多い	多い	多い	多い	多い																																													
D	著しい	著しい	著しい	著しい	著しい																																													
	塗膜の状態	塗替塗装の範囲																																																
A	異常なし	塗替の必要なし																																																
B	上塗り塗装だけが劣化している。	上塗り塗装の塗替																																																
C	上塗りだけの劣化でなく一部下塗り塗膜も劣化している。	上塗り、下塗り塗膜とも塗替。																																																
D	上塗り、下塗り塗膜ともに劣化している。	同上																																																

- ①発錆状態が劣化程度のC、Dになった場合、可能な限り早急に塗替を行わなければならない。
- ②部分補修の場合は、据付時の塗装仕様を十分調査して、塗料選定を誤らないようにする。
- ③塗替の時期は、全面的に発錆を見てからでは遅いので、このような状態になる以前に塗替の時期・方法を定めること。